

特定一般教育訓練給付金制度

速やかな再就職及び早期のキャリア形成を支援することを目的とした、厚生労働省による雇用保険の給付制度です。対象となる方には講座修了後に、教育訓練受講に支払った費用の一部がハローワークから支給されます。

対象者

- ① 雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算3年以上の方
 - ② 教育訓練給付金制の支給を受けたことが無い方に限り、雇用保険の被保険者で、被保険者期間が通算1年以上の方
- ※ いずれも、ご自身で受講料を支払われた方に限ります。
※ 教育訓練給付金の申請を希望される方は、事前にご自身が給付対象者であるかをご本人の住所を管轄するハローワークにてご確認ください。

対象講座

喀痰吸引等研修（1号・2号研修）／喀痰吸引等研修（1号・2号研修） 医療的ケア修了生対象

給付率

- ① 指定期間内に修了した場合お支払いされた受講料の40%（上限20万円）
- ② 受講修了後、1年以内に受講した特定一般教育訓練が目標としている資格を取得し、かつ修了した日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合はお支払された受講料の10%が追加支給（最大50%）

手続き

- ① 受講開始日の2週間前までにハローワークで事前手続きを行ってください。

ハローワークでの事前手続き

お近くのハローワークにご予約の上、キャリアコンサルティングを受けジョブカードを作成してください。その際に実践教育訓練給付制度を利用したい旨をお伝えください。

◆ジョブカードとは「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであり、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するものです。

ジョブカードはWEBサイトで作成することが可能です

マイジョブ・カード → <https://www.job-card.mhlw.go.jp/>

※ジョブカードは事前にご自宅等で作成して、キャリアコンサルティング時に完成させることも可能ですし、キャリアコンサルティング時にキャリアコンサルタントと共に作成することも可能です。

ご本人の住所を管轄するハローワークに以下の書類を提出してください。

- ① 「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票」（ハローワークで配布）
 - ② ジョブカード（訓練前キャリアコンサルタントを受けてキャリアコンサルタント実施者欄に記入されたもの）
 - ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、パスポート等）
 - ④ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード
- ※必要書類等はご予約の際にハローワークにてご確認ください。

- ② 未来ケアカレッジに講座のお申し込みをお願い致します。その際に特定一般教育訓練給付金を利用の旨をお伝えください。
- ③ 申込み後、受講決定通知書が届きます。講座開始日が受講決定通知書の開講日と同じかをご確認ください。
- ④ 講座を修了されますと、以下3つの書類をお渡します。 **教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認表記載例**

「教育訓練給付金支給申請書」

「教育訓練修了証明書」

「受講料領収書」（またはクレジット契約証明書）

※それぞれ1部しか発行致しません。

- ⑤ 「教育訓練給付金支給申請書」に必要事項をご記入の上修了日から起算して1ヶ月以内に以下5つの書類をご本人の住所を管轄するハローワークに持参してお手続き下さい。

- ・雇用保険被保険者証 または 受給資格者証
- ・雇用保険被保険者等の住所、または居住を確認できる官公庁の発行した書類
- ・個人番号（マイナンバー）確認書類
- ・教育訓練修了証明書
- ・受講料領収書（またはクレジット契約証明書）

- ⑥ 後日、ハローワークからご本人の指定口座に給付金が振り込まれます。

共 通		教育訓練施設の名称	未来ケアカレッジ
		受講開始（予定）日	スクーリング初日
		受講修了（予定）日	修了証明書交付予定日
1号研修	通常コース	指定番号	2720536-2010013-8
		教育訓練講座名	喀痰吸引等研修第1号研修
医療的ケア修了生コース		指定番号	2720536-2010023-0
		教育訓練講座名	喀痰吸引等研修第1号研修 (医療的ケア修了者対象)
2号研修	通常コース	指定番号	2720536-2010033-3
		教育訓練講座名	喀痰吸引等研修第2号研修
医療的ケア修了生コース		指定番号	2720536-2010043-6
		教育訓練講座名	喀痰吸引等研修第2号研修 (医療的ケア修了者対象)

※ 2024年2月より電子及び郵送での申請も可能となりました。詳細はハローワークか厚生労働省のHPにてご確認ください。

教育訓練給付金制度と母子（父子）家庭自立支援給付金制度と併用される方へ

母子（父子）家庭自立支援給付金制度は地方自治体により実施されております。講座お申込み前に最寄の市区町村への事前申請が必要です

手続き

- ① 事前に母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請には何が必要かを最寄の市区町村にご確認ください。
- ② 講座終了後、ハローワークへ行き、教育訓練給付金制度の手続きを行ってください。
ハローワークにて母子（父子）家庭自立支援給付金も申請予定であることを伝え、受講料領収書（またはクレジット契約証明書）は返却してもらってください。
（母子（父子）家庭給付金の申請書類に教育訓練修了証明書が必要な場合は事前にコピーをとっておくかハローワークにて教育訓練修了証明書を返却してもらってください）
- ③ 市区町村の市役所等へ必要書類を持って、母子（父子）家庭自立支援給付金制度の申請に行ってください。
必要書類については最寄の市区町村担当課にご確認ください。

注意

ハローワーク、お住まいの市区町村にて教育訓練修了証明書の原本提出を求められる場合があります。
基本的に1部しか発行致しませんが、両方で原本提出が求められ、2通必要な際は教室までお問い合わせください。